

資料 6－1

熊本県警察秘密文書取扱訓令の一部改正について（警察本部）

1 改正の趣旨

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「法」という。）及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 31 日閣議決定）のほか、法第 5 条第 3 項の規定による警察庁長官の指示（重要経済安保情報の保護に関する要綱）に従い、熊本県警察における重要経済安保情報の保護に関する訓令を制定したことに伴い、「熊本県警察秘密文書取扱訓令」の一部改正を行う。

2 改正の概要

(1) 定義（附則第 2 条）

- ・定義に「重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。）」を追加。

3 施行日

令和 7 年 7 月 4 日

4 改正点

資料 6－2 「熊本県警察秘密文書取扱訓令（平成 26 年熊本県警察本部訓令第 15 号）新旧対照表」のとおり